

確 認 書

高知県（以下「甲」という。）及び佐川町（以下「乙」という。）は、公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場（以下「施設」という。）の整備を円滑に推進するため、次のとおり確認する。

1 施設の建設予定地は、佐川町加茂とする。

2 甲及び乙は協力して、佐川町加茂地区で子どもや若者たちが、将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させるよう全力を挙げるものとする。

3 甲は、施設の整備及び運営に当たり、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、最新の技術の導入等により地域住民の生命、身体、財産及び生活環境に影響を及ぼさないよう万全の対策を講じるとともに、施設廃止後も将来にわたり最終的な責任を負うものとする。

また、甲は、施設を原因とする公害等が発生するおそれがあるときは、速やかに万全の措置を講じるとともに、万一、地域住民に被害が発生した際は、責任を持って補償する。

この項に関する具体的な事項については、乙と協議の上で、別に協定を締結する。

4 甲は、施設の整備に当たり、次の（1）地域住民の不安解消のための取組、（2）地域振興に寄与する事業を実施する。

これらの具体的な実施内容は、次の（1）の①から④までに加え、建設予定地の決定前にはそのことを前提とした意見は控えざるを得なかつた地域住民等から提示される要望も踏まえ、乙が案を取りまとめた上で、甲乙協議して決定するものとし、決定した内容については、（1）の④を除き、別に締結する協定書に明記する。

（1）の④については、甲において、速やかに再検討を行い、その検討結果を地域住民に丁寧に説明するものとする。

（1）地域住民の不安解消のための取組

- ①流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策
- ②国道33号の交通安全対策（国への要望活動）
- ③施設の整備に係る予定地の周辺地域における上水道の整備
- ④佐川町加茂長竹地区住民の生活環境への負担を軽減させるような進入道路の再検討

（2）地域振興に寄与する事業

5 甲は、施設の整備を進める過程において、佐川町加茂長竹地区等、建設予定地に近接する地域の住民には施設に対する不安が今なお払拭されていないことを重く受け止め、施設の整備期間中及び施設の運用開始後においても、必要に応じて隨時、また、乙の求めに応じて情報を公開するとともに、勉強会の開催などを通じて施設の安全性等について、地域住民及び県民の理解を深める取組を誠実に実施するものとする。

6 甲は、施設の整備及び上記3及び4を円滑に推進するため、乙への職員の派遣又は職員の駐在などの人的支援を行うものとする。

7 乙は、施設の整備を円滑に推進するため、地元調整その他の必要な協力をを行う。

8 甲は、今後実施する調査の結果などにより、施設の整備が不可能と判断される致命的な事態が明らかとなった場合は、その内容を乙及び地域住民に知らせるとともに、乙と協議した上で、佐川町加茂での施設の整備を中止する。

9 甲及び乙は、施設の整備及び運営に当たり、必要に応じ十分な協議を行い、誠意を持つて対応する。

この確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年7月2日

甲 高知県
知事

尾崎正直

乙 佐川町
町長

堀見和道